

## 業務書類の簡素化試行要領(案)

### 第1 目的

共通仕様書等の設計図書に基づき、**受注者**に対して提出を求めていた書類について提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど業務書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び**受注者**の業務の合理化を図ることを目的とする。

### 第2 実施内容

富山県農林水産部が発注する業務で、別紙2「業務書類の簡素化一覧表(案)」に基づき実施するものとする。

### 第3 適用業務

**平成30年8月15日以降の決裁に係る業務から適用する。ただし、既発注業務においても受発注者協議の上、適用可能とする。**

### 第4 特別仕様書への記載

特別仕様書に以下  内の文書を記載するものとする。

(記載例)

第〇〇条 業務書類の簡素化の試行について

- 1 本業務は、業務書類の簡素化を目的とした試行対象業務である。
- 2 試行は、**業務書類の簡素化試行要領(案)(平成30年8月富山県農林水産部)**に基づき、実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は調査職員と協議するものとする。

### 第5 その他

- 1 本試行により書類等の取り扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、農村整備課技術管理係に速やかに報告を行うものとする。
- 2 電子メール**及びセキュアファイル交換サービス**の受信状況は、逐次確認するものとする。
- 3 電子メール及び**ファイル交換サービス**で提出された添付ファイルの内容は、調査職員自ら修正は行わないこととする。